

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から一月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人 D A I J O B U

（変更後）特定非営利活動法人 An Intelligent Life

三 代表者の氏名

横山 紘一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字川寺七百四十五番地三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、近代（資本主義、機械的な組織・運営など）の行き詰まりを認識する方々に対し、自然・生命に関する体験・知識を提供することにより、近代と自然・生命との調和が取れた、本来の知性・生命力を發揮できる、丈夫な生活・仕事を創造していくことを目的とする。

（変更後）この法人は、近代（資本主義、機械的な組織・運営など）の行き詰まりを認識する方々に対し、自然・生命に関する体験・知識を提供することにより、近代と自然・生命との調和が取れた、本来の知性・生命力を發揮できる、Intelligentな生活・仕事を創造していくことを目的とする。